

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	幼保支援課
委託業務名	大津市立幼稚園児・保育園児尿検査業務
委託業務場所	大津市立幼稚園 29園 大津市立保育園 14園
概要	大津市立幼稚園及び保育園において尿検査（再検査含む）を行い、各園と幼保支援課に結果報告を行う。尿検査を実施するにあたり、事前に各園に検査キット等を配布し、検体回収を行う。7月以降途中入園児がいれば、随時検査を実施する。
契約期間	令和4年5月1日 から 令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年5月1日
契約金額	1件あたり330円
契約の相手方	〔所在地〕大阪府大阪市中央区本町一丁目8番12号 〔名称〕環境衛生薬品 株式会社
契約相手方の選定理由	<p>幼稚園では、「学校保健安全法」に基づいて健康診断を行う。また、保育園では「大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき健康診断を行うが、内容については学校保健安全法に準じて行うこととなっている。学校保健安全法に定められている健康診断の中に尿検査があり、腎疾患等の早期発見につなげている。尿検査の結果によっては、園児の健康を考慮し、プールの利用を制限する可能性がある。</p> <p>公益財団法人日本学校保健会作成の「学校における水泳プールの保健衛生管理」では、水泳を行うことの可否について定期健康診断の結果を活用しており、必要に応じて主治医に判断してもらうことが望ましいと記されている。そのため、プール開きの日程と、検査後の対応を考慮した健康診断の実施計画を立てる必要があり、5月1日に契約ができるよう入札を実施した。</p> <p>しかし、入札において不調となった。結果判明までの期間を考慮すると、5月1日付の契約でないとプール開きまでに結果が判明せず、園児のプール利用が制限される可能性があり、園児への不利益につながる。そのため、早急に契約を行うことが必要であり、また、各園との調整や、迅速な対応を行うためには、前年度契約実績のある上記業者が委託に適していると考えられる。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。